

第201900163451号
令和元年9月20日

各有料老人ホーム等を運営する法人の長 様

鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の運営における留意事項について（通知）

本県の高齢者福祉施策の実施について、日頃、御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、別添のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課より通知がありましたので、取扱いについてご留意ください。

なお、本通知および別添については、県ホームページにも掲載しています。

(県ホームページ)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=33777>

| |
|--------------------------------------|
| 担 当：介護保険・施設担当 岸本 |
| 電 話：0857-26-7178 |
| ファクシミリ：0857-26-8168 |
| メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp |